

第6章 保存

6-1 保存の方向性

保存については、基本方針「史跡大安寺旧境内の本質的価値を未来へと確実に保存する」のもとに、以下の7項目を柱として取り組む。

○ 史跡大安寺旧境内の本質的価値を構成する遺構・遺物を適切に保存する

遺跡を完全に保存していくことを大前提とするとともに、史跡について周知し、確実に保存するための保存施設の整備を行う。防災施設や復旧等の整備を実施し、史跡大安寺旧境内の遺構・遺物を適切に保存する。

※「整備」については第8章で詳述する。

○ 史跡にふさわしい環境・景観を保全・形成する

8世紀以降連綿と続く地域の歴史や文化に想いを馳せることができる副次的価値を構成する要素や景観を保全・形成し、歴史的な風情を感じられる環境・景観と一体となって高まる史跡の価値を保存する。

○ 大安寺旧境内の全体像を解明するための調査を継続的に実施する

大安寺旧境内の遺構・遺物等の状況を確認するための調査を継続的に行い、大安寺旧境内の全体像を明らかにすることで、史跡大安寺旧境内の価値を一層高め、その成果に基づき史跡を保存する。

○ 史跡の公有化を計画的に推進する

史跡大安寺旧境内の区域内の土地について、遺構の重要度や対応の緊急度などを踏まえながら計画的な公有化を進め、史跡を確実に保存する。

○ 多様な主体と連携・協働して保存を行う

史跡大安寺旧境内とその周辺の地域住民等と協働、並びに奈良市の関連部局や国・県等の関係機関、専門家などとの連携のもとに保存する。

○ 史跡の保存と住民生活との共生・共存を図る

史跡大安寺旧境内において地下の遺構に影響を及ぼすとみられる現状変更は認めないが、地下の遺構に影響を及ぼさないもので、住民の快適な生活のために必要最小限度の現状変更は認めるなどにより、両者の調和を図る。

○ 周辺のまちづくりや文化財との関係を踏まえた保存を行う

史跡大安寺旧境内の周辺地域におけるまちづくりの取組と連携・調整を図り、市域に所在する多様な文化財と一体的な活用が図れるような保存を行う。

6－2 保存の地区区分

史跡大安寺旧境内を有効に保存していくため、発掘調査によってこれまで判明している遺構の分布状況やその性格、遺構確認の進展状況、土地利用の現況等を加味して、史跡指定地を表 6-1、図 6-1 のように地区区分する。

これまでの『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、想定される条坊に基づいて保存の地区区分を設定（図 1-5 参照）した上で、地番に対応させて現状変更等の取扱いを行ってきた。このことを踏まえ、本計画における保存の地区区分の設定にあたっては、地番に対応した形で地区区分を再整理した。

また、『史跡大安寺旧境内保存管理計画書』では、A 地区、B 地区、C 地区の 3 地区の区分を設定したが、食堂の所在が推定されてきた A 地区北部の人家等が密集する区域では、数度にわたる発掘調査を実施したものの未だ食堂の遺構が確認されていない。また、杉山古墳については、C 地区に位置するが、保存管理基準は A 地区に準ずるという扱いになっている。これらを踏まえ、本計画では、A 地区を A 1 地区、A 2 地区に区分して、食堂の所在が推定される区域を A 2 地区に設定するとともに、杉山古墳の区域を A 1 地区に設定することとし、A 1 地区、A 2 地区、B 地区、C 地区の 4 地区の地区区分に再整理した。なお、A 1 地区に設定する杉山古墳の区域は、当面は、現地形から『資財帳』の「池并岳」に相当することが明確である墳丘（造り出し含む）の区域（地区界は筆界による）とするが、今後の発掘調査により、周濠の状況が明らかになり次第、周濠の区域も A 1 地区に含めていくことを検討する。

現在の史跡大安寺旧境内の各地区には、表 6-2 に示すように、「史跡の本質的価値を構成する要素」と「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」が分布する。「史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素」との関係を調整しながら、「史跡の本質的価値を構成する要素」を確実に保存し、史跡の本質的価値を未来へと確実に継承していくこととする。

表 6- 1 各地区の概要

地区区分	遺構の概要	現況土地利用	都市計画
A 1 地区	伽藍枢要部と塔院跡、池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠の一部）、六条大路跡、七条条間路跡、杉山瓦窯跡等の遺構が所在する。	水田、畑地が多くを占めるが、一部寺社境内や学校用地、人家等が立地する。	大半が市街化調整区域であるが、池并岳の区域は、市街化区域（第一種住居地域）である。
A 2 地区	伽藍枢要部の一画を構成する食堂の遺構の所在が推定される。	現に人家等が密集する。	市街化区域（第一種住居地域）である。
B 地区	苑院跡、倉垣院跡、花園院跡、東限築地跡等の所在が推定される。	その大部分は水田、畑地、池であるが、一部人家等が立地する	市街化調整区域である。
C 地区	賤院太衆院跡、付属堂舎等の所在が推定される。	現に人家等が密集する。	大半が市街化区域（第一種住居地域）であるが、A 1 地区との境界の一部は市街化調整区域である。

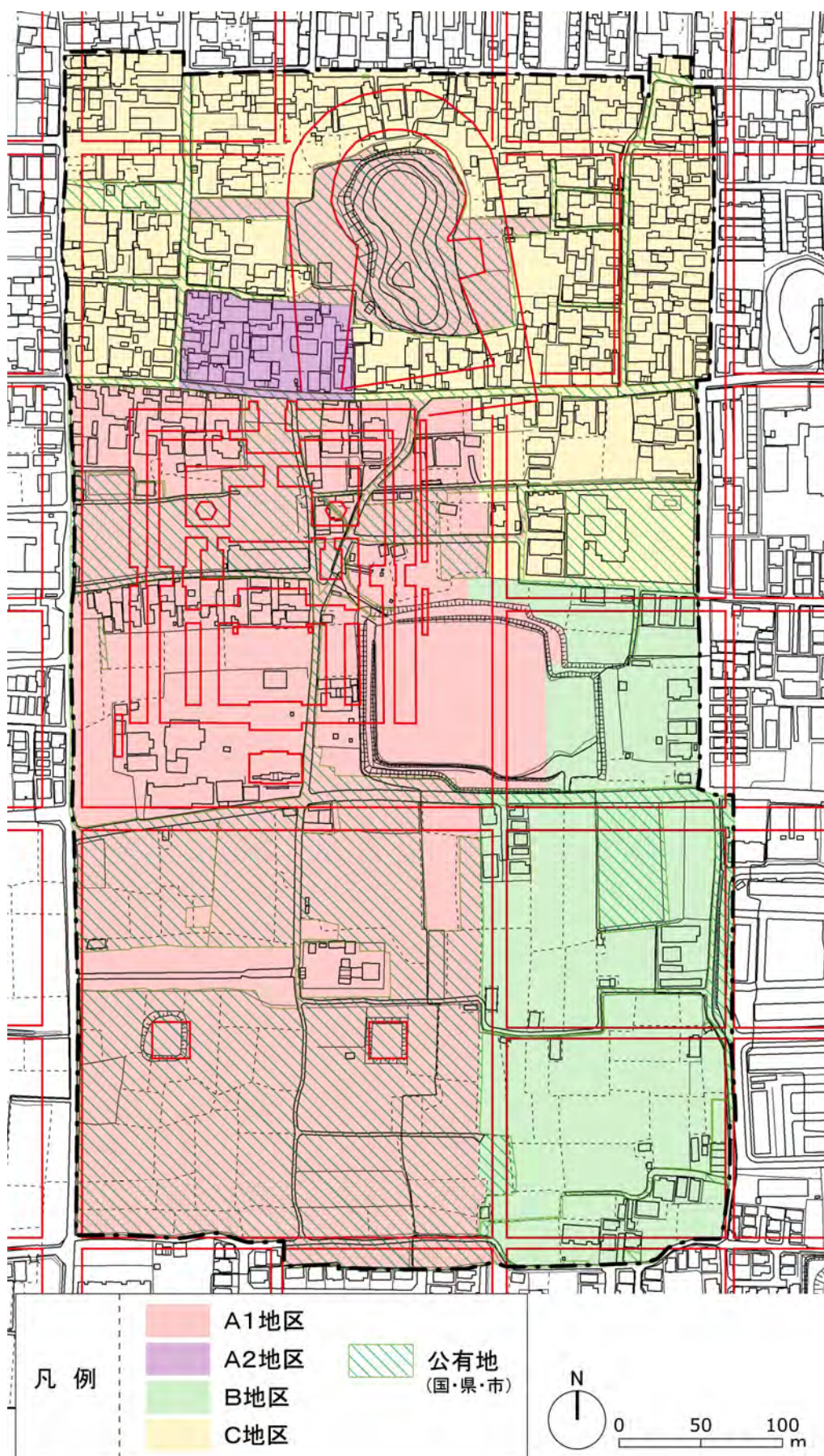


図 6- 1 史跡大安寺旧境内の地区区分

表 6- 2 史跡大安寺旧境内を構成する要素の地区別整理

地区区分	①史跡の本質的価値を構成する要素	②史跡の本質的価値を構成する要素以外の諸要素		
		②- 1 史跡の副次的価値を構成する要素	②- 2 史跡の保存・活用に関わる要素	②- 3 その他の要素
A 1 地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 堂并僧房等院（金堂、講堂、中門、南大門、鐘楼、中房、太房、小子房、回廊） 塔院（西塔、東塔） 池并岳（杉山古墳の墳丘及び周濠の一部） ・六条大路の遺構 ・七条条間路の遺構 ・杉山瓦窯跡	・大安寺 ・八幡神社（中門：市指定文化財）、推古天皇社、御霊神社と祭礼・行事、社叢 ・大安寺村役場跡の碑 ・地藏・祠 ・古道と道標 ・農地・畦畔	・遺構表示 ・史跡標柱 ・史跡案内板等 ・ベンチ ・トイレ ・防護柵 ・瓦窯跡解説施設 ・大安寺駐車場 ・消防・防災設備 ・復元水田・畦畔	・建築物（住宅・小学校・集会所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガスパ管・標識・カーブミラー・看板等） ・ため池 ・水路 ・道路
A 2 地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 食堂※推定 池（杉山古墳の周濠の一部）※推定	・大安寺村道路元標 ・南都大乘院門跡大安寺墓所 ・地藏・祠 ・古道	—	・建築物（住宅等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガスパ管・標識・カーブミラー・看板等） ・道路
B 地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 苑院※推定 倉垣院※推定 花園院※推定 築地など※推定 ・六条大路の遺構 ・七条条間路等の条間路・坊間路の遺構	・農地・畦畔	—	・建築物（住宅、集合住宅、事業所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガスパ管・標識・カーブミラー・看板等） ・水路 ・道路 ・駐車場
C 地区	・大安寺旧境内にかかわる遺構・遺物 賤院太衆院※推定 池（杉山古墳の周濠の一部）※推定 ・条間路・坊間路の遺構	・石灯籠 ・木造地藏菩薩立像（市指定文化財） ・地藏・祠 ・古道	—	・建築物（住宅、店舗、事業所、保育園、市役所連絡所等） ・工作物（電柱電線類・上下水施設・ガスパ管・標識・カーブミラー・看板等） ・水路 ・道路 ・駐車場 ・児童公園

6－3 保存の方法

(1) 手法ごとの保存の方法

ア 維持的措置（見回り・点検、清掃・除草等）

- ・日常的、定期的な点検等によって地下遺構の保存が適切になされているかを確認する。
- ・地下に遺構・遺物を包蔵する土地が良好な状態で維持されるよう、自然的要素、人文的要素等の管理を徹底する。特に、遺構の保存に経年的に影響を及ぼす恐れのある遺構上の樹木の生育状況等については、観察・確認に留意する。
- ・遺跡の公開が可能な箇所においては、清掃・除草等によって史跡にふさわしい状態を維持する。
- ・日常的な見回り・点検、清掃・除草等については、地域住民等とも協力して実施する。

イ 保存施設の設置等（標識・説明板・境界標・囲さく等の保存のための施設の設置及び管理）

- ・遺跡の本質的価値を構成する諸要素を保存するために、必要に応じて標識・説明板・境界標・囲さく等の保存のための施設を適所に設置する。
- ・整備された遺構の表示・復元等施設が人為的に損傷されないよう必要に応じて注意板等のサイン類を設置するなど、来訪者の適正なコントロールを行う。
- ・整備された保存のための施設については、日常的、定期的な点検を行う。施設の破損が判明した場合は、維持措置をとるか、修理が必要かを協議・判断して適切に対処する。

ウ 防災対策（防災体制の強化、防災施設の設置等）

- ・災害・事故等の緊急事態の発生に備え、関係機関・組織や地域住民等との間での情報収集・伝達体制を確立する。
- ・自然災害（強風・豪雨・洪水・地震・落雷・火災等）による被害が予想される危険箇所の抽出を行い、予防や拡大防止のための措置を検討する。

エ 応急的措置（災害時や軽微なき損・衰亡に対して応急的に行う小規模な復旧・修理等）

- ・自然災害、人為災害、事故等の発生時には、臨時的な見回りを実施して被害状況を把握するとともに、速やかに関係機関に連絡して緊急・応急の対応方針等を協議し、二次的被害の防止のための応急的措置などの必要な対策を講じる。
- ・見回りや点検によって、本質的価値を構成する要素に軽微なき損や衰亡が見られた際には、小規模な復旧及び修理による原状復旧を維持的措置の範囲内で行う。なお、軽微なき損等以外の場合は、本格的な復旧策を講じる。

オ 復旧（史跡等がき損・衰亡している場合に、き損・衰亡前の状態に戻す措置）

- ・復旧に際しては、遺構の保存を大前提としたうえで、十分な調査をふまえ、遺跡の本質的価値や周辺景観との調和等の整備効果を検討し、専門家等の指導のもとに適切な手法で行う。
- ・き損等が広範囲に及び、また様々な程度の差が見られる場合は、き損状況調査に基づき、遺構の重要性やき損の影響の程度、安全性等を考慮して、計画的に復旧を行う。

（２）地区ごとの保存の方法

史跡大安寺旧境内の遺構の保存と史跡にふさわしい景観の保全・形成を前提とした上で、地区ごとの構成要素やその保存状況、調査の進捗状況等をふまえ、保存の方針を次のとおり設定する。

なお、「史跡にふさわしい景観の保全・形成」とは、建築物・工作物の建築等をはじめとした各種行為を行う際に、規模、形態、意匠、色彩等において、現在、史跡大安寺旧境内の樹林や農地、草地などの自然資源、史跡整備地や寺社、古くから残る民家などの歴史文化資源が作り出している景観との調和を図り、歴史的な風情を感じられる景観を保全・形成することをいう。

ア A1地区

- ・大安寺旧境内の伽藍枢要部を構成する建物群の重要な遺構が地下に良好に保存されており、史跡の中核的な地区として、遺構を確実に保存する。
- ・中軸伽藍である南大門、中門、金堂、講堂の各遺構は、重点的に保存する。
- ・塔院地区は、花畑や農地、多目的広場などの広場的空間としての利用を継続する。
- ・六条大路及び七条条間路の遺構は、適切な保存の措置を講じ、発掘調査成果に基づき整備する。
- ・岳（杉山古墳の墳丘）は、枯れ枝や枯損木の除却、樹木の伐採や除草などの適切な植生管理を行うとともに、平城京城の空間的な広がりや都市構造を感じられる眺望の視点場としての整備を検討する。
- ・現在の大安寺境内は、大安寺旧境内の史跡整備と併せて再整備を行う中で、建築物や植栽の配置等に十分に配慮し、中軸伽藍を含む遺構を適切に保存する。
- ・地区内に位置する市立大安寺小学校グラウンドの他所への移設について、時期や移設先を含めて検討する。

イ A2地区

- ・往時の大安寺の食堂が存在したと推定されるが、現時点では遺構が確認できておらず、大半が宅地となっている。このため、現状の土地利用の継続を認めながら、地域住民等の生活との調和を図り、地下遺構に悪影響を及ぼさないように対処する。
- ・調査により食堂等の遺構が確認された場合は、遺構の保存に万全を期す。

ウ B地区

- ・苑院・倉垣院・花園院に関係する遺構が存在することが推定され、大半が農地であるが、一部宅地化が進んでいる。このため、現状の土地利用の維持を基本としながらも、地域住民等の生活及び史跡の活用のための整備との調和を図り、推定される地下遺構に悪影響を及ぼさないように対処する。
- ・六条大路及び七条条間路の遺構は、適切な保存の措置を講じ、発掘調査成果に基づき整備する。

エ C地区

- ・史跡大安寺旧境内の一画をなし、堂舎の存在も推定されるが、現状では大安寺に係る明確な遺構が確認できていない。既に人家等によって市街地が形成されていることから、現状の土地利用の継続を認めながら、地域住民等の生活との調和を図り、地下遺構に悪影響を及ぼさないように対

処する。

- ・調査により重要な遺構が確認された場合は、遺構の保存に万全を期す。

（３）史跡周辺地域の景観の保全

史跡周辺地域は、史跡地内の景観の背景となるとともに、史跡地からの眺望の重要な構成要素となることから、建築物や工作物の高さや規模、形態・意匠・色彩等に十分に配慮することが望ましいため、今後、関連部局との連携・調整を検討する。

（４）現状変更等の取扱方針及び取扱基準

ア 現状変更等の対象行為と許可申請

（ア）現状変更等の対象行為

文化財保護法第 125 条に規定するように、「現状変更等」とは、「現状を変更する行為」と「保存に影響を及ぼす行為」である。「現状を変更する行為」とは、現状の物理的変更を伴う一切の行為をいう。また、「保存に影響を及ぼす行為」とは、物理的に現状に変更を及ぼすものではないが、史跡の保護の見地から将来にわたり支障をきたす行為をいう。

これまでの現状変更等の申請内容から見て、史跡大安寺旧境内では、今後、以下の現状変更等の行為が想定される。

① 現状を変更する行為

- ・建築物の新築、増築、改築、除却、外観の変更
- ・工作物の設置、改修、除却、外観の変更
- ・道路・通路の新設、拡幅、修繕、改修
- ・駐車場の新設、改修、除却
- ・水路の新設、改修、除却
- ・埋設物の新設、改修、除却
- ・土地の形状の変更
- ・木竹の植栽、伐採、伐根
- ・発掘調査等の各種学術調査
- ・史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取
- ・建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査

② 保存に影響を及ぼす行為

- ・日常生活や生業等
- ・既存施設による荷重や遺構上層の占有 など

（イ）現状変更等の許可申請が不要な行為

① 文化財保護法第 125 条のただし書きにある許可不要行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、史跡指定地における現状変更等に当たっては、許可等の手続きを要するが、同条のただし書きにより、以下の現状変更等は、許可不要行為とされている。ただし、これらの行為の実施に当たっては、奈良市教育委員会と事前協議するものとする。

○ 現状変更のうち、維持の措置

- ・「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則」の第4条に定められている次の範囲
 - 一 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
 - 二 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
 - 三 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

○ 現状変更のうち、非常災害のために必要な応急措置⁸⁾

○ 保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微なもの

② 影響の軽微な行為

指定地内における以下のような影響の軽微な行為については、現状変更等の許可申請を要しない。ただし、その内容・程度によっては、遺構に影響を及ぼすおそれもあるため、原則として、奈良市教育委員会に連絡し、必要に応じて協議するものとする。

○ 史跡の維持管理

- ・植栽の日常的な手入れ（枯損木除却、剪定、除草等）
- ・施設の保守点検、清掃、簡易な補修等

○ 各種行事に係る簡易な仮設工作物⁹⁾の設置・撤去

- ・立看板や幟などの設置・撤去
- ・テントや仮設トイレなどの設置・撤去
- ・その他上記に準ずる程度の各種行事の開催上必要なもの

○ 既存建築物・工作物の維持管理

- ・屋根の修繕・葺き替え
- ・外壁の修繕・貼り替え等の外観の変更
- ・建築物等に付帯する室外機・電気温水器等の諸設備の修繕・改修で掘削を伴わないもの
- ・間仕切りの改修及び変更で基礎の改修を伴わないもの
- ・雨戸・窓・ドアその他戸の修繕及び改修
- ・基礎の改修を伴わない門・塀その他工作物の修繕
- ・その他上記に準ずる程度で、建築物・工作物の維持に必要な修繕で掘削を伴わないもの

○ 日常生活・生業等

- ・家庭内の菜園における苗の定植程度で、地下遺構に影響を及ぼさない程度の掘削
- ・耕作地内での地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為
- ・樹木の伐採、除草、果樹・庭木・生垣の剪定・枝払い
- ・住宅敷地内における日常生活上必要な簡易工作物（物干し台等）の設置・撤去で掘削を伴わないもの
- ・その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なもの

⁸⁾ ガス漏れ、水道管破裂等を含む。

⁹⁾ 「簡易な仮設工作物」とは、行事等における用途に応じた必要最小限の期間を定めて設置するものであり、かつ掘削を伴わず、移転の容易な工作物とする。

(ウ) 現状変更等の許可申請が必要な行為

文化財保護法第 125 条の規定に基づき、史跡指定地における現状変更等については、文化庁長官の許可を得る必要がある。また、国の機関等による現状変更等の場合は、文化庁長官の同意を得る必要がある。なお、現状変更等のうち、軽微なものについては、文化財保護法施行令第 5 条第 4 項の規定に基づき、奈良市教育委員会がその事務を行うこととなっている。現状変更行為の種類と許可権者の区分は、表 6-3 のとおりとする。

表 6-3 現状変更の許可申請区分

現状変更の内容			許可権者
建築物	新築・増築・改築※1		文化庁
	除却	・ 建築後 50 年以上のもの	文化庁
		・ 建築後 50 年未満のもの	市
小規模建築物※2	新築・増築・改築	・ 設置期間が 2 年を超えるもの	文化庁
		・ 設置期間が 2 年以下のもの	市
	除却	・ 建築後 50 年以上のもの	文化庁
		・ 建築後 50 年未満のもの	市
工作物	設置	・ 小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設※3、史跡の管理に必要な施設※4を含む史跡に対する影響の軽微なもの	市
		・ 上記以外の工作物	文化庁
	改修	・ 小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設などで、設置後 50 年以上のもの	文化庁
		・ 小規模建築物に付随する門・生垣・塀等や、既設道路の付帯施設などで、設置後 50 年未満のもの	市
		・ 史跡の管理に必要な施設	
		・ 上記以外の工作物	文化庁
	除却	・ 設置後 50 年以上のもの	文化庁
		・ 設置後 50 年未満のもの	市
道路・通路	新設・拡幅		文化庁
	修繕・改修	土地の形状の変更を伴うもの	文化庁
		土地の形状の変更を伴わないもの	市
	既設の道路で未舗装の道路の舗装		市
駐車場	新設・改修・除却		文化庁
水路	新設・改修・除却		文化庁
埋設物※5	新設・改修・除却で、土地の形状の変更が最小限度のもの		市
	上記以外のもの		文化庁
土地の形状の変更※6			文化庁
木竹の植栽・伐根			文化庁
発掘調査等の各種学術調査			文化庁
史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取			市
建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査			市

※1：「新築」とは、建築物のない更地に建築物を造ること、「増築」とは、既存建築物の床面積を増床する若しくは既存建築物がある敷地内に別棟を造ること、「改築」とは、建築物の全部または一部を除却した後、若しくは災害等で部分的に滅失した後に、従前の建築物と用途・規模・構造が著しく異ならない建築物を造ることである。

※2：「小規模建築物」とは、階数が 2 階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が 120 ㎡以下のものをいう。

※3：「既設道路の付帯施設」とは、既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレールなどの施設をいう。

※4：「史跡の管理に必要な施設」とは、管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いなどの施設で、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則に合致するものをいう。

※5：「埋設物」とは、埋設されている電線、ガス管、水道管、下水道管、側溝、街渠、集水ますなどをいう。

※6：「土地の形状の変更」とは、土地の掘削・盛土・切土、水面の埋め立てなどをいう。

イ 現状変更等の取扱方針

現状変更等に当たっての、共通方針は次のとおりとする。

- ・ 史跡大安寺旧境内の保護のため、史跡がもつ本質的価値を減じる行為、史跡の景観を阻害又は著しく減じる行為は認めない。現状変更等を許可する場合は、地下遺構を保存すること、周辺の景観を大きく損なわないこと等の条件を付す。
- ・ 現に史跡指定区域内で居住する者が居住を続けるために必要となる行為等に対応し、史跡の保存と地域住民等の生活との調和を図れるよう、保存の地区区分に応じた現状変更等の取扱基準を定める。
- ・ 現状変更等に当たっては、奈良市教育委員会と事前協議を行うものとし、行為の内容によって発掘調査または立会調査を実施し、史跡の保存に万全を期す。
- ・ 史跡の保存・活用のための整備、史跡の管理及び公共・公益上必要な施設の設置・改修については、当該指定地内でなされる必然性や史跡の本質的価値に及ぼす影響等に応じて判断する。
- ・ 遺構の保存や状況把握に係る調査は、目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認める。
- ・ 発掘調査の成果に基づく保存修理、整備であり、方法などを十分検討した上で行う行為は認める。

ウ 現状変更等の取扱基準

「現状変更等の取扱方針」を前提とした上で、現状変更等の内容並びに地区区分に応じて、次のとおり対応する。

(ア) 建築物の新築・増築・改築・除却¹⁰⁾

- ・【A 1 地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、増築・改築であって、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【B 地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【A 2 地区・C 地区】新築・増築・改築は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(イ) 小規模建築物¹¹⁾の新築・増築・改築・除却

- ・【A 1 地区】新築・増築・改築は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な建築物、或いは既存建築物と同一敷地内であり、既存建築物と用途が不可分な建築物である場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。

¹⁰⁾ 「新築」とは、建築物のない更地に建築物を造ること、「増築」とは、既存建築物の床面積を増床する若しくは既存建築物がある敷地内に別棟を造ること、「改築」とは、建築物の全部または一部を除却した後、若しくは災害等で部分的に滅失した後に、従前の建築物と用途・規模・構造が著しく異ならない建築物を造ることである。

¹¹⁾ 「小規模建築物」とは、階数が2階以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積（増築又は改築にあっては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。

- ・【B地区】新築・増築・改築は原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【A2地区・C地区】新築・増築・改築は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(ウ) 工作物¹²⁾の新設・改修・除却

- ・【A1地区】新設・改修は、原則として認めない。但し、土地の形状の変更を伴わない場合、或いは史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【B地区】新築・改修は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や生活の上、必要最小限の範囲であるものは、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【A2地区・C地区】新設・改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(エ) 道路・通路の新設・拡幅・修繕・改修

- ・【A1地区・A2地区・B地区】新設・拡幅は、原則として認めない。但し、土地の形状の変更を伴わない場合、或いは史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【C地区】新設・拡幅は、土地の形状の変更を伴う場合については、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】修繕・改修は、史跡の保存を図った上で認める。

(オ) 駐車場の新設・改修・除却

- ・【A1地区・A2地区・B地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用等の公益上必要な場合および生活に必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【C地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(カ) 水路の新設・改修・除却

- ・【A1地区・A2地区・B地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【C地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(キ) 埋設物¹³⁾の新設・改修・除却

- ・【A1地区・A2地区・B地区】新設は、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【C地区】新設は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】改修は、必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。

¹²⁾「工作物」とは、門・生垣・塀・柵等、既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機、ガードレールなどの施設、史跡の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いなどの施設をいう。

¹³⁾「埋設物」とは、埋設されている電線、ガス管、水道管、下水道管、側溝、街渠、集水ますなどをいう。

- ・【全地区共通】除却は、史跡の保存を図った上で認める。

(ク) 土地の形状の変更¹⁴⁾

- ・【A 1 地区・A 2 地区・B 地区】原則として認めない。但し、史跡の保存・活用や防災等の公益上必要な場合については、発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認めることもある。
- ・【C 地区】必要に応じて発掘調査を行い、史跡の保存を図った上で認める。
- ・【全地区共通】水面の埋め立ては、原則として認めない。但し、史跡の保存・活用を目的とした計画的な整備および生活に必要な場合に限って認める。

(ケ) 木竹の植栽・伐根

- ・【全地区共通】地下遺構に影響のない場合に限って認める。

(コ) 発掘調査等の各種学術調査

- ・【全地区共通】史跡の本質的価値を損なうことなく、調査の目的が適切であり、それに応じた必要最小限の範囲であるものは認める。

(サ) 史跡の整備工事や史跡の保存のための必要な試験材料の採取

- ・【全地区共通】必要最小限の規模に留め、地下遺構への影響が軽微となるものは認める。

(シ) 建築物の新築・増築・改築又は工作物の新設・改修のための地盤調査

- ・【全地区共通】必要最小限の規模に留め、地下遺構への影響が軽微となるものは認める。

(5) 公有化の方針

保存・活用のための整備を円滑に実施することを目的として、今後策定する整備計画に即した優先順位をもとに、計画的な公有化を行うことを基本とする。なお、第8章で後述するように、六条大路及び沿道区域は、保存・活用のための整備を優先的に実施することから、最優先で公有化を促進する。

各地区については次の方針に従い、公有化を実施する。

A 1 地区の範囲は、大安寺旧境内の伽藍枢要部を構成する建物群の重要な遺構が存在することから、優先的に公有化を促進する。中でも、中軸伽藍である南大門、中門、金堂、講堂のうち、現大安寺が所有する南大門、中門の区域を除く民有地については、特に優先的に公有化を促進する。その他の区域においては、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

A 2 地区の範囲は、食堂の所在が推定されるが、遺構が確認できておらず、既に宅地が大半を占めることから、当面は公有化を促進しないが、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

B 地区の範囲は、公有化を促進し、所有者からの申し出に応じて、随時公有化を行う。

C 地区の範囲は、当面は公有化を促進せず、将来的な公有化を検討する。

なお、上記にかかわらず、史跡の保存・活用に必要となる場合や重要な遺構が確認された場合には、優先的に公有化を行う。

(6) 追加指定

現状の史跡指定区域の保存を基本とするが、新たな発見があった場合は追加指定も検討する。

¹⁴⁾「土地の形状の変更」とは、土地の掘削・盛土・切土、水面の埋め立てなどをいう。